

DTF 規格No.	Z8905-2	日 付	平成 17 年 12 月 15 日
名 称	DTF 共通商標の使用方法		
商標ロゴ等の表示&使用例		表示基準（制限等）	
<p>1. ロゴ・マーク</p>  <p>* “TM” は、トレードマーク（通常使用する商標）である旨主張する（商標権主張）のための表示です。一般的に未登録商標および申請中の商標等に付されます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・左図のマークを統一ロゴとして使用する。原版は日本電産サンキョー(株)（以下、「sankyo」）が支給。 ・右肩に商標の表示として“TM”マークを記載する。 ・色は、黒を原則とする。但し、背景色が黒色である等の関係で識別しにくい場合は白抜き、又は sankyo の指定する色を使用する。 ・「DTF」と「DESKTOP FACTORY」とは、分けずに左図配置デザインのまま使用し、変更してはならない。 ・製品への表示は本項のロゴによるものとする。 ・カタログ、資料、ホームページ等（掲載媒体）にロゴを表示する場合、下記の「3. 権利帰属先等の表示」を必ず行う。 	
<p>2. 登録商標</p> <p>（横書き） “DTF®” “DESKTOP FACTORY®”</p> <p>（縦書き） D E S K T O P F A C T O R Y ®</p> <p>DTF®</p> <p>* 「®」は、各国で特許庁に登録されている商標に付される表示です。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・登録商標を表示／使用する場合は、左のように「®」とともに表記する。なお、“DESKTOP”は一単語で記載する。 ・「®」の記載方法は、掲載媒体の種類を問わず、掲載文書本体の文脈的に代表される位置に現れる対象商標には必ず付す。文脈上の優先順位がない場合は最初に表れた商標に付ける。 つまり、ホームページのように商標を多用する場合には「®」の繰り返しを避けるために、少なくとも代表する部分（題目、見出し項目及び文書の最初）のみへの表示としても良い。 ・縦書き文章の中では左記枠内のように縦書き表示でもよい。 ・左欄の「®」付の登録商標のみをロゴ・マーク（上記1）を伴わずに使用する場合は；上記1と同様の「3. 権利帰属先等の表示」又は、「2－1 権利表示」のいずれか一方を必ず表示する。 	
<p>2－1 権利表示（登録番号表示）</p> <p>“DESKTOP FACTORY”（商標登録第4472846号） “DTF”（商標登録第4595768号）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・権利表示は、左記による表示の他、商標登録番号と商標文字が含まれる文書としてもよい。 	

<p>3. 権利帰属先等の表示</p> <p>右記『』内の文面①②の表示のいずれかを使用する。→</p> <p>(両方の趣旨を記載してもよい)</p>	<p>①『“DTF”、“DESKTOP FACTORY”及びこれらのロゴは、日本電産サンキョー(株)の登録商標及び商標です。』</p> <p>②『“DTF”、“DESKTOP FACTORY”及びこれらのロゴは、DTF研究会及びその会員企業が共通に使用することを許諾された登録商標及び商標です。』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標使用の根拠を示すため、商標権利帰属先や商標使用権限を記載するものです。(なお、この文中には「®」は使用しない。) ・掲載媒体への掲載方法は、本文の最後又は末尾に本文とは別の書体やフォントで記載する。
<p>4. 論文／新聞記事等における普通文字や称(読み方／発音)での使用</p> <p>*一般用語化を防止するために、登録商標による標記と“”や『』などの括り等による強調標記を併用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・論文や新聞記事において、「デスクトップファクトリー」などの呼び名を記載する場合も商標使用の範囲であり、次のように、登録商標の正式表示とともに記載する。 『デスクトップファクトリー (DESKTOP FACTORY®)』 なお、この場合も、上記2に従う。
<p>5. DTF研究会における使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会の名称は、『DTF研究会』を一つの独立した単語として用いる。この場合は、®の表示はしない。 ・本会や講演会の議事録等の内部資料を除き、対外的に発表する掲載媒体等においては、上記1～4に準じて使用する。